JBCC holdings

証券コード　9889
平成28年６月１日

第52期定時株主総会招集ご通知

日時　平成28年６月16日(木曜日) 午前10時
（受付開始時間：午前９時15分）

場所　東京都大田区蒲田五丁目37番１号
ニッセイアロマスクエア15階
ＪＢＣＣホールディングス株式会社　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

○目次

第52期定時株主総会招集ご通知 …… 1

（株主総会参考書類）

第１号議案　定款一部変更の件(監査等委員会設置会社への移行等による) …… 5
第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)７名選任の件 …… 15
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 …… 24
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件…… 29
第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 …… 31
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件…… 31

（添付書類）

事業報告 …… 32
連結計算書類 …… 54
計算書類 …… 57
監査報告書 …… 60

株主総会会場ご案内図

JBCCホールディングス株式会社

証券コード　9889
平成28年６月１日

株主の皆様へ

東京都大田区蒲田五丁目37番１号
ニッセイアロマスクエア
ＪＢＣＣホールディングス株式会社
代表取締役社長　　山　田　隆　司

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記（３～４頁）の「議決権行使についてのご案内」にて記載の通り書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月15日（水曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日　　時　平成28年６月16日（木曜日）午前10時開催
（受付開始時間は、午前９時15分からとなります。）
2. 場　　所　東京都大田区蒲田五丁目37番１号　ニッセイアロマスクエア15階
ＪＢＣＣホールディングス株式会社　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項

報告事項　１．第52期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第52期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等による）
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

（ご留意事項）

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方につきましては、株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

2．当日は、ノーネクタイ（クールビズ）でご対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装でのご出席をお願い申しあげます。

3．本招集ご通知に添付すべき書類のうち、下記(１)～(２)の各事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、「『第５２期定時株主総会招集ご通知』に関するインターネット開示情報のご案内」として掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

(１)連結計算書類の連結注記表

(２)計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

4．株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jbcchd.co.jp/ir/bllibrary/meeting）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

1 株主総会に出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付に提出

株主総会開催日時
平成28年６月16日(木)
午前10時

2 議決権行使書用紙を郵送する場合



各議案の賛否を表示のうえ投函

行使期限
平成28年６月15日(水)
午後５時30分
到着

3 インターネットによる議決権行使の場合
(パソコン、スマートフォン又は携帯電話)



議決権行使サイト
http://www.evote.jp/
にて各議案の賛否を入力

行使期限
平成28年６月15日(水)
午後５時30分
まで

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、次頁（４頁）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご覧ください。

議決権行使サイトのシステム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成28年６月15日（水曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等による）

１．変更の理由

（１）監査等委員会設置会社への移行

当社が潜在的に有する企業価値の実現に向けて、取締役会における執行機能と監督機能の分離を明確化しコーポレートガバナンスの実効性を高めるとともに、意思決定のさらなる迅速化を図るために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）事業の目的の追加

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線部は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行通り）
（目的） 第２条　（条文省略） ⑴　（条文省略） イ）コンピュータ、コンピュータ関連機器、各種情報機器、医療・介護用機器及び事務用機器並びにこれらに関連する機械、装置、器具及び製品	（目的） 第２条　（現行通り） ⑴　（現行通り） イ）コンピュータ、コンピュータ関連機器、各種情報機器、医療・介護用機器、事務用機器及び造形・加工用機器並びにこれらに関連する機械、装置、器具及び製品

現　行　定　款	変　更　案
ロ）～ハ）　（条文省略）	ロ）～ハ）　（現行通り）
⑵～⑾　（条文省略）	⑵～⑾　（現行通り）
第３条　（条文省略）	第３条　（現行通り）
（新　設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ⑴　取締役会 ⑵　監査等委員会 ⑶　会計監査人
第４条　（条文省略）	第５条　（現行通り）
第２章　株　式	第２章　株　式
第５条～第11条　（条文省略）	第６条～第12条　（現行通り）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第13条　（条文省略）	第13条～第14条　（現行通り）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第15条～第16条　（条文省略）	第16条～第17条　（現行通り）

現　行　定　款	変　更　案
（議事録） 第17条　株主総会における議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。	（議事録） 第18条　株主総会における議事については、法令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（取締役会の設置） 第18条　当会社は取締役会を置く。	（削　除）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、９名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、９名以内とする。
（新　設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。但し、監査等委員である取締役とその他の取締役とは、区別して選任する。
２．～３．　（条文省略）	２．～３．　（現行通り）
（新　設）	４．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新　設）	５．補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間

現　行　定　款	変　更　案
	は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２．（条文省略）	２．（現行通り）
３．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、又必要に応じ、取締役会長及び取締役副会長各１名並びに取締役副社長、取締役専務及び取締役常務各若干名を選定することができる。	３．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、又必要に応じ、取締役会長及び取締役副会長各１名並びに取締役副社長、取締役専務及び取締役常務各若干名を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　（現行通り）
（新　設）	２．前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集し、議長となることができる。
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載し、各取締役及び各監査役に対して、会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載し、各取締役に対して、会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
２．取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議方法等） 第25条　（条文省略）	（取締役会の決議方法等） 第26条　（現行通り）
２．当会社は、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、議決に加わることができる取締役の全員が当該決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	２．当会社は、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、議決に加わることができる取締役の全員が当該決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の議事録） 第26条　取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第27条　取締役会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第27条　（条文省略）	第28条　（現行通り）
（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。
第29条　（条文省略）	第30条　（現行通り）
第５章　　監査役及び監査役会	（削　除）
（監査役及び監査役会の設置） 第30条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	（削　除）
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の選任） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（常勤監査役） 第36条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。	（削　除）
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（監査役の報酬等） 第39条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項に規定する監査役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第５章　　監査等委員会
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第31条　監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集権者） 第32条　監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載し、各監査等委員に対して、会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議方法） 第34条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
（会計監査人の設置） 第41条　当会社は会計監査人を置く。	（削　除）
第42条～第43条　（条文省略）	第37条～第38条　（現行通り）
（会計監査人の報酬等） 第44条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　　計　算	第７章　　計　算
第45条～第47条　（条文省略）	第40条～第42条　（現行通り）
（新　設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第52期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第１項の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（７名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	やまだ　たかし 山田　隆司　再任	代表取締役社長 グループ統括	100% （13回中13回出席）
2	ひがし　うえ　せいじ 東上　征司　再任	代表取締役 ＪＢＣＣ㈱代表取締役社長 情報ソリューション推進	100% （13回中13回出席）
3	あかさか　きよし 赤坂　喜好　再任	取締役専務執行役員 事業戦略担当 クラウド推進	100% （13回中13回出席）
4	いっき　かずお 一木　一夫　再任	取締役常務執行役員 経営管理担当 ＣＳＲ推進	100% （13回中13回出席）
5	やばな　たつや 矢花　達也　再任	取締役 ㈱イグアス代表取締役社長 ディストリビューション事業推進	100% （13回中13回出席）
6	たにぐち　たかし 谷口　卓　再任	取締役 JBアドバンスト・テクノロジー㈱代表取締役社長 製品開発製造事業推進	100% （13回中13回出席）
7	はせがわれいじ 長谷川礼司　再任　社外　独立	社外取締役	100% （13回中13回出席）

（注）再任＝再任取締役候補者　　社外＝社外取締役候補者　　独立＝証券取引所届出独立役員

候補者番号

1

再任

山田（やまだ）　隆司（たかし）

（昭和30年10月31日生）

［取締役在任期間］
14年
［所有する当社株式数］
55,300株



■株主の皆様へ
おかげさまで、当社はＩＴ業界としては稀有な50年以上の歴史を重ねることができました。私は創業の精神である「創造的で協調的でくじけるな」を信条に、時代とともに変容し続けているＩＴ業界で、進取の気性で取り組んでまいります。自ら変革を続け、お客様やパートナー様にとってベストサービスカンパニーとなるべく邁進してまいります。

■取締役候補者とした理由
これまで当社の代表取締役社長として、グループ全体を牽引し、当社の各事業分野での見識や職務経験は、グループの経営基盤の更なる強化と今後の成長に資するため引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和54年４月　当社入社
平成13年６月　当社取締役東日本ソリューション＆サービス事業部サービスビジネス本部長
平成14年４月　当社取締役執行役員先進ソリューション＆アウトソーシング担当
平成15年６月　当社取締役執行役員東日本ソリューション事業部長
平成17年４月　当社取締役常務執行役員東日本ソリューション事業部長
平成18年４月　ＪＢＣＣホールディングス㈱（商号変更）取締役
平成18年４月　日本ビジネスコンピューター㈱代表取締役社長
平成20年４月　ＪＢアドバンスト・テクノロジー㈱代表取締役社長
平成22年４月　日本ビジネスコンピューター㈱代表取締役社長
平成22年４月　当社代表取締役社長（現任）

候補者番号

2

再任

東上征司（ひがし うえ せい じ）

（昭和33年２月４日生）

［取締役在任期間］
4年
［所有する当社株式数］
28,100株



■株主の皆様へ
平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。私は、前職日本アイ・ビー・エム株式会社において経営に従事してきた経験と知識を活かし、グループの継続的な変革を実行してまいる所存です。今後も新しい価値をお客様と共創するべく邁進してまいります。

■取締役候補者とした理由
これまで当社の代表取締役及び主要事業会社であるＪＢＣＣの代表取締役社長として、情報ソリューション事業を牽引してきた経験と実績により、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和57年４月　日本アイ・ビー・エム㈱入社
平成18年１月　同社執行役員金融事業担当
平成19年１月　同社常務執行役員金融事業担当
平成19年10月　同社専務執行役員金融事業担当
平成21年１月　同社取締役専務執行役員営業担当
平成22年７月　同社取締役専務執行役員グローバル・テクノロジー・サービス事業・システム品質担当
平成24年２月　当社入社　顧問
平成24年４月　ＪＢＣＣ㈱代表取締役社長（現任）
平成24年６月　当社代表取締役（現任）

候補者番号

3

再任

赤坂喜好（あかさかよし）

（昭和29年２月20日生）

［取締役在任期間］
8年10ヵ月
［所有する当社株式数］
25,000株



■株主の皆様へ
私はグループ中長期の事業戦略及び技術基盤戦略を立案し「お客様へのお役立ち」を推進してまいります。また、クラウド事業ではお客様・パートナー様と「共創」するとともにお客様の成長に貢献するＥｃｏシステムを推進し、より一層グループの成長を担ってまいります。

■取締役候補者とした理由
これまで当社の専務執行役員として、グループの事業戦略を担当し、クラウド事業等を推進してきた経験と実績により、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和51年５月　当社入社
平成13年６月　当社取締役中部事業部長
平成15年６月　当社取締役執行役員ネットワーク事業部長
平成16年４月　当社取締役執行役員事業開発担当
平成17年４月　当社取締役執行役員医療ソリューション事業部長
平成18年４月　日本ビジネスコンピューター㈱取締役執行役員医療ソリューション事業部長
平成20年４月　ＪＢアドバンスト・テクノロジー㈱取締役常務執行役員ソフトウェア事業部長
平成22年４月　同社代表取締役社長
平成23年６月　当社取締役
平成26年１月　当社取締役専務執行役員事業戦略担当（現任）
平成27年４月　ＪＢＣＣ㈱取締役専務執行役員クラウド事業担当（現任）

候補者番号

4

再任

一木一夫（いっき かずお）

（昭和30年12月10日生）

［取締役在任期間］
6年
［所有する当社株式数］
14,500株



■株主の皆様へ
私は経営管理担当として、グループのコーポレートガバナンス強化を推進するとともに、リスクマネジメント委員会とＣＳＲ委員会の議長としてリスク最小化への対応、社会貢献・環境保全活動等の推進により企業価値向上に努めてまいります。

■取締役候補者とした理由
これまで当社の常務執行役員として経営管理を担当し、グループの経理・財務・人事等を推進してきた経験と実績により、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年４月	当社入社
平成17年４月	当社執行役員人事総務担当
平成18年４月	㈱ジェイ・ビー・エス・エス（現、Ｃ＆Ｃビジネスサービス㈱）取締役常務執行役員人事総務担当
平成19年４月	同社取締役専務執行役員人事総務担当
平成21年４月	同社代表取締役社長
平成22年６月	当社取締役
平成24年４月	当社取締役常務執行役員経営管理担当（現任）

候補者番号

5

再任

矢花達也（やばなたつや）

（昭和29年７月２日生）

［取締役在任期間］
9年
［所有する当社株式数］
25,200株



■株主の皆様へ
これからも「お客様に役立つ会社」を基本にさらなる成長と企業価値の向上にグループとして取り組んでいきます。私は３Ｄプリンターをはじめとする新規事業分野の創出やパートナービジネスの拡大を通してグループの成長を実現してまいります。

■取締役候補者とした理由
これまで当社の取締役として、グループのディストリビューション事業を牽引し、担当事業分野のビジネス拡大を推進してきた経験と実績により、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年４月	日本アイ・ビー・エム㈱入社
平成10年１月	同社ＧＢ事業部首都圏第一事業部長
平成15年１月	同社理事・ビジネスパートナー事業部長
平成18年３月	当社入社
	常務執行役員マーケティング担当兼パートナー事業部長
平成18年４月	㈱イグアス代表取締役社長（現任）
平成19年６月	当社取締役（現任）
平成22年７月	JBCC(Thailand)Co.,Ltd. 代表取締役社長
平成25年１月	JBSG PTE. LTD. 代表取締役社長

候補者番号

6

再任

谷口（たにぐち） 卓（たかし）

（昭和35年４月14日生）

［取締役在任期間］
3年
［所有する当社株式数］
22,700株



■株主の皆様へ
私は東名阪での事業経験に加え、開発製造・企画部門等での経験を活かし、グループがお客様に求められるチームとなるべく邁進しております。また当社が創業以来大切にしている「お客様第一」の風土づくりを図り、グループの総合力向上を進めてまいります。

■取締役候補者とした理由
昨年度より取締役として、グループの製品開発製造事業を担当しており、オリジナルソリューションの開発・提供を更にすすめるべく、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和58年３月　当社入社
平成15年10月　当社執行役員先進ソリューション事業部長
平成18年４月　日本ビジネスコンピューター㈱取締役執行役員中部ソリューション事業部長
平成20年４月　同社取締役上級執行役員西日本事業部長
平成22年４月　ＪＢエンタープライズソリューション㈱取締役常務執行役員営業統括
平成24年４月　ＪＢＣＣ㈱取締役専務執行役員営業統括
平成25年４月　当社取締役（現任）
平成26年１月　ＪＢアドバンスト・テクノロジー㈱代表取締役社長（現任）

候補者番号

7

再任

社外

独立

長谷川（はせがわ）　礼司（れいじ）

（昭和26年１月27日生）

[社外取締役在任期間]
2年
[所有する当社株式数]
0株



■株主の皆様へ
私はＩＴ業界での40数年の経験と人脈を活かし、特にアライアンス及びM＆Aの分野で、グループの価値創造のためのアドバイスを行うとともに、社外取締役として冷静な判断で、異なる角度からの目線により、経営陣を支えてまいる所存です。

■取締役候補者とした理由
長年にわたるＩＴ企業での経営者としての経験と豊富な見識に基づき、当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和48年11月　日本アイ・ビー・エム㈱入社
平成５年６月　ボーランド㈱入社　VP Sales
平成７年１月　アップルコンピュータ㈱入社　Director
平成10年２月　サイバーガード　コーポレーション入社　日本代表
平成11年３月　ビジネスオブジェクツ　日本B.V.　日本支社長
平成12年６月　アップストリーム㈱代表取締役社長
平成15年12月　㈱アプレッソ代表取締役社長
平成25年７月　同社代表取締役会長
平成26年４月　同社顧問
平成26年６月　当社取締役（現任）

（注）1. 取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 長谷川礼司氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年であります。
3. 長谷川礼司氏は日本アイ・ビー・エム㈱を平成５年５月31日付けで退任しております。
4. 当社は、長谷川礼司氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であり、長谷川礼司氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、長谷川礼司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 平成18年４月に日本ビジネスコンピューター株式会社は、純粋持株会社への移行に伴いＪＢＣＣホールディングス株式会社に商号変更し、新たに事業会社として日本ビジネスコンピューター株式会社が発足いたしました。
7. 平成24年４月にＪＢエンタープライズソリューション株式会社は、日本ビジネスコンピューター株式会社を吸収合併するとともに、ＪＢサービス株式会社との間で吸収分割を行いＪＢサービス株式会社の一部事業を承継いたしました。これに伴い、ＪＢエンタープライズソリューション株式会社は商号をＪＢＣＣ株式会社へ変更いたしました。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	田邉雅章（たなべまさあき） 新任	常勤監査役	100% （13回中13回出席）
2	今村昭文（いまむらあきふみ） 新任 社外 独立	社外監査役	100% （13回中13回出席）
3	齊藤紀夫（さいとうとしお） 新任 社外	社外監査役	100% （13回中13回出席）

（注）新任＝新任取締役候補者　　社外＝社外取締役候補者　　独立＝証券取引所届出独立役員

候補者番号

1

新任

田邉 雅章（たなべ まさあき）

（昭和31年５月27日生）

［取締役在任期間］
ー年
［所有する当社株式数］
16,600株



■株主の皆様へ
会社及びグループとしての健全で継続的な成長の確保と社会的信頼の向上に資するため、企業統治に携る関係者間の緊密な連携をより強化する一翼を担う職責の重さを再自覚しております。監査等委員である取締役に選任されましたら、長年の経験を生かし皆様の負託に応えるべく、一層精進してまいります。

■取締役候補者とした理由
グループの営業部門での豊富な経験と実績を有しており、現在は常勤監査役の職務を適切に果たしております。ガバナンスの更なる充実を期し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和54年３月　当社入社
平成15年４月　当社西日本事業部営業本部長
平成16年４月　当社ソフトウェア事業部営業本部長
平成19年４月　㈱イグアス執行役員東日本営業本部長
平成20年４月　日本ビジネスコンピューター㈱営業統括ＭＳ営業本部長
平成21年４月　Ｃ＆Ｃビジネスサービス㈱業務改革プロジェクト
平成21年６月　当社常勤監査役（現任）

候補者番号

2

新任

社外

独立

今村 昭文（いまむら あきふみ）

（昭和28年４月18日生）

［取締役在任期間］
－年
［所有する当社株式数］
0株



■株主の皆様へ
最近、有名大企業においても、会社の存続に重大な影響を与えるような不祥事が起こっています。監査等委員である取締役に選任されましたら、これまでの弁護士及び社外監査役としての経験を生かし、当社が利益の追求だけではなく、コンプライアンスを重視し、社会の公器としての責任を永続的に果たしていけるように尽力していきたいと考えております。

■取締役候補者とした理由
過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務の専門的な知識・経験を有し、企業経営を監督する十分な見識をもって社外監査役として適切に職務を果たしております。ガバナンスのさらなる充実を期し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和57年４月　弁護士登録
平成元年４月　あたご法律事務所弁護士（パートナー）
平成15年５月　グリーンヒル法律特許事務所弁護士（パートナー）
平成17年５月　当社監査役（現任）
平成23年６月　伊藤ハム㈱（現、伊藤ハム米久ホールディングス㈱）監査役（現任）

候補者番号

3

新任

社外

齊藤紀夫（さいとう としお）

（昭和21年３月11日生）

［取締役在任期間］
ー年
［所有する当社株式数］
0株



■株主の皆様へ

新しいガバナンス体制の創設により、監査等委員である取締役に選任されましたら、人事分野で経営に携わった経験、数社において監査役を務めた経験を生かし他取締役と協力して、グループの経営がお客様、お取引先、株主と社員の皆様からのご期待に一層応え、企業価値をさらに高められるものになるよう尽力いたす所存であります。

■取締役候補者とした理由

長年、ＩＴ企業での経営に関わるとともに監査役としての豊富な経験と経営管理等の専門知識を活かし、社外監査役として適切に職務を果たしております。ガバナンスのさらなる充実を期し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年４月　日本アイ・ビー・エム㈱入社
平成10年４月　同社理事人事・組織担当
平成14年３月　同社取締役人事・組織担当
平成15年６月　同社常勤監査役
平成19年６月　㈱インテージ（現、㈱インテージホールディングス）監査役（現任。ただし、平成28年６月17日付けで退任予定）
平成21年６月　当社監査役（現任）

（注）１．田邉雅章氏、今村昭文氏及び齊藤紀夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．今村昭文氏及び齊藤紀夫氏は、社外取締役候補者であります。
３．田邉雅章氏、今村昭文氏及び齊藤紀夫氏が取締役に選任された場合には、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
４．当社は、今村昭文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

瀬尾（せお）　英重（ひでしげ）（昭和26年10月10日生）　　所有する当社株式数：500株

■選任理由

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、実践的な視点から、当社取締役の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただくためであります。

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和49年３月　マスプロ電工㈱入社
昭和62年６月　同社社長室課長
平成元年12月　同社取締役社長室長
平成10年６月　同社専務取締役管理本部長兼総務部長
平成11年10月　同社取締役副社長管理本部長兼総務部長
平成17年６月　同社代表取締役社長
平成21年６月　同社代表取締役会長
平成22年６月　同社取締役会長
平成24年６月　同社相談役
平成24年６月　当社取締役
平成26年６月　当社顧問（現任）
平成26年６月　中央可鍛工業㈱社外取締役（現任）

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係は以下の通りであります。
・瀬尾英重氏はマスプロ電工㈱の相談役を平成25年５月31日付で退任しております。
同社は、当社連結子会社のＪＢＣＣ㈱との間に仕入等の取引関係がありますが、平成27年度仕入高は当社平成27年度連結売上高に対して0.06％であり、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断しております。また当社と同社間の資本関係はありません。
・瀬尾英重氏は中央可鍛工業㈱の社外取締役であります。同社は、当社連結子会社のＪＢサービス㈱との間に仕入等の取引関係がありますが、平成27年度仕入高は当社平成27年度連結売上高に対して0.01％未満であり、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断しております。また当社と同社間の資本関係はありません。
２．瀬尾英重氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
３．瀬尾英重氏が取締役に選任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬の限度額は、平成元年６月29日開催の第25回定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、法令の定めに従って、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることといたしたいと存じます。その報酬の限度額については、これまでの取締役の報酬限度額をふまえ、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額250百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とすることをお願いするものであります。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は７名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案通り承認可決されますと、７名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬の限度額を年額100百万円以内とすることをお願いするものであります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案通り承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以　上

添付書類

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

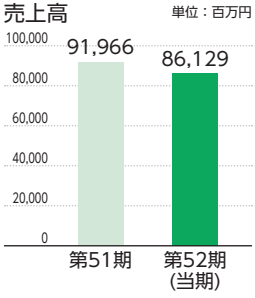
1. 企業集団の現況に関する事項

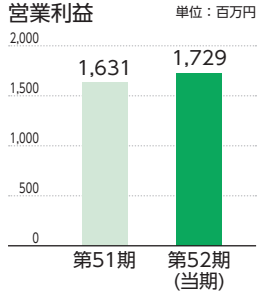
(1) 事業の経過及びその成果

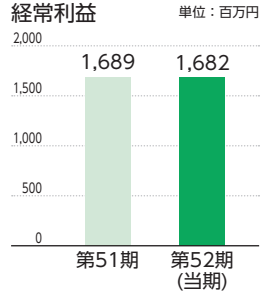
当連結会計年度における企業のＩＴ投資は、景気の緩やかな回復基調を背景に、上半期は大企業や中堅・中小企業において堅調に推移したものの、下半期は低下傾向で推移しております。

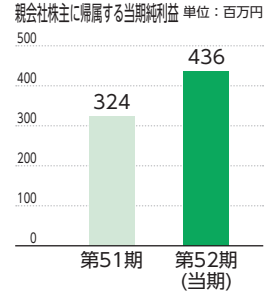
このような中、今年度は構造改革による収益の向上を推進し、クラウド基盤の確立やサービスの変革等、独自能力の強化に取り組んでおります。

当連結会計年度における業績につきましては、平成27年10月の連結子会社売却に加え、大型案件の減少等により売上高は減少となりましたが、情報ソリューション分野におけるビジネス構造の変革により、全般的に収益が向上し営業利益は増加いたしました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期は上回りましたが、当連結会計年度に実施した子会社ののれん償却による特別損失計上並びに平成28年度税制改正（法人実効税率の引き下げ等）に伴う繰延税金資産の取り崩し等の影響により、平成27年10月公表の予想額には到達しませんでした。







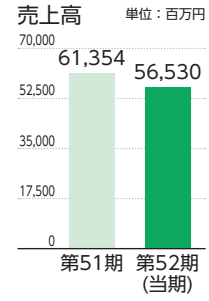


当連結会計年度における事業分野別の状況は、以下の通りです。

なお、平成27年４月１日付の事業再編により報告セグメントの区分を変更（※）しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

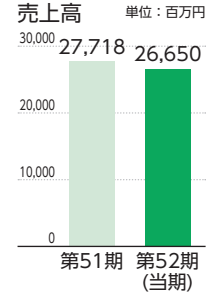
情報ソリューション

企業の情報システムの構築及び運用保守サービス等を行っている情報ソリューション分野では、システム開発については、高速開発等の取り組みや不採算案件の解消並びに利益率の高い案件の獲得等により、サービスについては、導入サービスやインフラ構築ビジネス等が伸長したことやサービス全体での内製化の取り組みにより、それぞれ利益面に貢献いたしました。システムについては金融・公共を中心に大型案件の減少に加えクラウドの伸長により全般的にビジネスが減少しました。これらの結果、売上高は565億30百万円（前期比7.9%減）となりました。



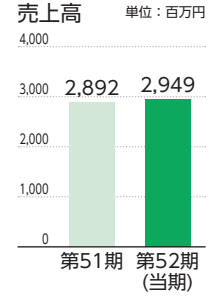
ディストリビューション

パートナー企業様向けにハードウェア、ソフトウェア及びＩＴサービス等の販売、並びにＩＴサプライ用品及びオフィス文具用品等の販売を行っているディストリビューション分野では、パートナー向けビジネスについてはＩＢＭサーバーやストレージ等は大型案件の減少により、また、ＰＣ等のシステム製品については買換需要の減少により、それぞれビジネスが減少いたしました。また、サプライについては、主にプリンター関連消耗品の需要減により販売が減少いたしました。これらの結果、売上高は266億50百万円（前期比3.9%減）となりました。



製品開発製造

プリンターなどの情報機器及び当グループ独自のソフトウェアの開発・製造・販売を行っている製品開発製造分野では、グループ会社を通じてのＪＢソフトウエア販売については、主要なソリューション（プリンティング支援、情報連携支援等）のビジネスが堅調に推移いたしましたが、製造業向け生産管理システムR-ＰｉＣＳにおける不採算案件により利益面に影響が出ました。また、プリンターについては、主力製品であるインパクトプリンターのビジネスが大口案件の獲得等により売上高の伸長に寄与いたしましたが、為替差損と原材料高騰により利益が低調に推移しました。これらの結果、売上高は29億49百万円（前期比2.0%増）となりました。



以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高861億29百万円（前期比6.3％減）、営業利益17億29百万円（前期比6.1％増）、経常利益16億82百万円（前期比0.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は４億36百万円（前期比34.5％増）となりました。

（※）平成27年４月１日付にて、情報ソリューション事業の株式会社リード・レックスとＪＢＣＣ株式会社のＥＲＰの事業を、製品開発製造事業のＪＢアドバンスト・テクノロジー株式会社に、それぞれ吸収合併、吸収分割するグループ内組織再編を実施いたしました。

【期末配当について】

当連結会計年度の期末配当につきましては、上記の業績及び会社の利益配分に関する基本方針を踏まえて、平成28年４月28日開催の取締役会決議により、１株当たり12.5円、その効力発生日を平成28年６月17日とさせていただきました。これにより当連結会計年度は中間配当として１株当たり12.5円をすでにお支払いしておりますので、年間配当金は１株当たり25円となります。

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は４億48百万円であります。その主なものは、情報ソリューションを中心にパソコン・サーバー等の社内使用設備２億66百万円、製造・研究開発向けが69百万円であります。

⑶ 資金調達の状況

当社は、当社グループの運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円の貸出コミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

⑷　重要な企業再編等の状況

①　平成27年４月１日付の事業再編により、ＪＢアドバンスト・テクノロジー株式会社は、株式会社リード・レックスを吸収合併するとともに、ＪＢＣＣ株式会社との間で吸収分割を行い、ＪＢＣＣ株式会社のＥＲＰ事業（ＥＲＰシステムに係る製品の販売、開発及びその後の保守・運用等を行う事業）を継承いたしました。

②　平成27年10月１日付で、当社が65.8％の株式を保有するアドバンスト・アプリケーション株式会社の全株式を日本アイ・ビー・エム株式会社に譲渡いたしました。

③　平成28年３月１日付で、当社は連結子会社であるゼネラル・ビジネス・サービス株式会社が保有する株式会社アイ・ラーニングの全株式を取得し、株式会社アイ・ラーニングは当社の直接保有となりました。

⑸　財産及び損益の状況の推移

区　　分	第49期 (平成24年度)	第50期 (平成25年度)	第51期 (平成26年度)	第52期 (当連結会計年度) (平成27年度)
売上高（百万円）	90,265	93,668	91,966	86,129
経常利益（百万円）	1,994	968	1,689	1,682
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	878	254	324	436
１株当たり当期純利益（円）	51.61	14.97	19.06	25.63
総資産（百万円）	41,516	43,905	44,614	38,072
純資産（百万円）	14,702	14,064	14,330	13,151
１株当たり純資産額（円）	796.76	759.10	776.83	749.17

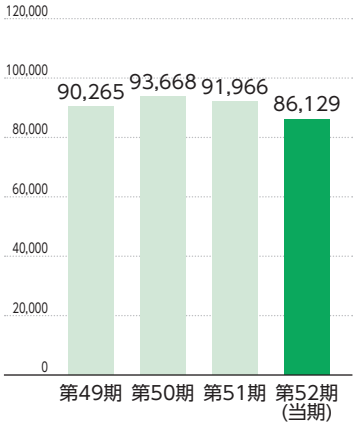
（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

２．「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年9月13日）第39項にあげられた定め等を適用し、当期純利益の表示を親会社株主に帰属する当期純利益に変更しております。

財務ハイライト（連結）

売上高

単位：百万円



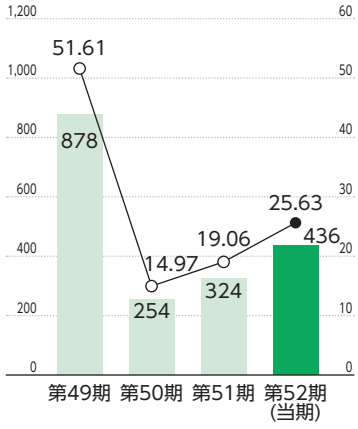
経常利益

単位：百万円



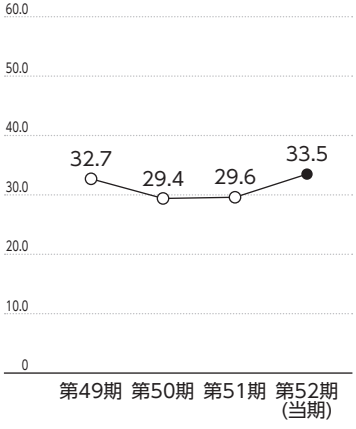
親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益

単位：百万円　親会社株主に帰属する当期純利益　1株当たり当期純利益　単位：円



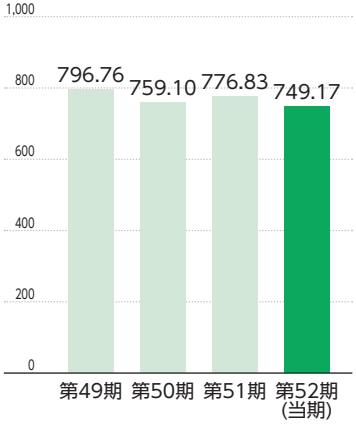
自己資本比率

単位：%



1株当たり純資産額

単位：円



⑹ 対処すべき課題

当グループが、経営理念に掲げる「ベスト・サービスカンパニー」を目指す上で、今後対処すべき主要な課題は、以下の通りと考えております。

①収益性の向上

グループの企業価値を向上するためには、収益性の高いビジネスに取り組むことは欠くことのできない課題であります。そのためには従来型のビジネス構造を変革するとともに独自能力を強化する必要があります。クラウドについては、最適なソリューションを組み合わせサービスを提供するＥＣＯシステム・クラウドサービスの推進によるクラウド基盤の確立を進め、ＳＩビジネスについては、高速開発によるシステム開発の高品質化や効率化を推進し、お客様の経営課題に迅速に対応できる体制を強化してまいります。サービスビジネスについてはＳＭＡＣ（＊）を中核としたサービス体制を強化しクラウドセキュリティ運用サービスを充実してまいります。また、引き続きＪＢソフトウェアや環境、医療等の取り組みを進めてまいります。

（＊） Solution Management and Access Center：お客様のITインフラを24時間365日体制でサポートするセンター

②新規ビジネスの拡大

厳しいビジネス環境において、企業価値を向上し安定的な成長を続けるためには、既存ビジネスに加え、新規ビジネスの拡大が重要な課題だと認識しております。当グループでは、クラウド、アナリティクス、モバイル、ソーシャル、セキュリティに代表される次世代アプリケーションエリアへの取り組みを強化してまいります。また、「情報」と「人」とをつなぎ企業の成長を支援するＩｏＴサービスへの取り組みも強化してまいります。

これらの分野は、当グループの主要なお客様層である中堅中小企業においてもＩＴ投資が進むものと見込んでおり、多数の経験と実績を有している当グループの強みを活かし、ビジネスの拡大に向けて努めてまいります。また、グローバルビジネスとして、中国やＡＳＥＡＮへ進出している日系企業向けにＩＴサービスを提供してまいります。

③グループ力の発揮

当グループは、純粋持株会社体制を採用することにより、グループの経営資源の活用や各社の得意技を活かしたグループ協業を推進するなど、ビジネスの拡大を図っております。今後はさらに、ＩＴに関するトータルソリューションをグループでお客様へご提供できる強みを最大限に活かし、お客様との取引の一層の深耕を図り、顧客基盤の強化を目指してまいります。

④構造改革の推進

今後も厳しいビジネス環境が続くものと予測されるなか、グループ全体の生産性の向上やコストの削減に継続して取り組む必要があると考えております。今後、お客様のビジネス形態に応じた営業活動の推進、ＳＩ及びサービス分野の競争力向上、業務改革の推進、多様なワークスタイルへの対応やオフィス環境の最適化などに取り組み、企業体質の強化を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑺　重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ＪＢＣＣ株式会社	480百万円	100.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
株式会社シーアイエス	173百万円	100.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
株式会社ソルネット	240百万円	100.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
ゼネラル・ビジネス・サービス株式会社	90百万円	51.2%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
株式会社アイ・ラーニング	25百万円	95.6%	人材開発研修の企画・運営
ＪＢサービス株式会社	480百万円	100.0%	ＩＴサービス（導入、運用、保守等）、情報機器に関連するテクニカル・サービス（プリセットアップ、インストール、修理、回収、再生等）
捷報（大連）信息技術有限公司	290百万円	100.0%	アプリケーションソフトウェア開発、ＩＴサービスの提供
佳報（上海）信息技術有限公司	380万米ドル	100.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
JBCC(Thailand)Co.,Ltd.	1,000万バーツ	49.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
ＪＢＳＧ　ＰＴＥ．　ＬＴＤ．	100万ＳＧドル	100.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
ＪＢパートナーソリューション株式会社	30百万円	70.0%	アプリケーションソフトウェア開発、ＩＴサービスの提供
※ 亀田医療情報株式会社	100百万円	29.6% (29.6%)	統合診療支援システム及び電子カルテなど医療機関向け情報システムの開発、販売
株式会社イグアス	480百万円	100.0%	情報機器、ソフトウェア、サービス、ＩＴサプライ用品、オフィス文具用品等の販売
ＪＢアドバンスト・テクノロジー株式会社	426百万円	100.0%	情報機器及びソフトウェアの開発、製造、販売
Ｃ＆Ｃビジネスサービス株式会社	100百万円	100.0%	スタッフサービス業務代行

無印：連結子会社　　※：関連会社で持分法適用会社

(注)1. 議決権の所有割合の（　）内は、間接所有割合で内数であります。
2. 当社の連結子会社は14社であり、持分法適用会社は１社であります。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
4. 平成27年４月１日付で、ＪＢアドバンスト・テクノロジー株式会社は、株式会社リード・レックスを吸収合併するとともに、ＪＢＣＣ株式会社との間で吸収分割を行い、ＪＢＣＣ株式会社のＥＲＰ事業を継承いたしました。
5. 平成27年10月１日付で、当社は所有するアドバンスト・アプリケーション株式会社の全株式を日本アイ・ビー・エム株式会社へ譲渡いたしました。
6. 平成28年３月１日付で、当社は連結子会社であるゼネラル・ビジネス・サービス株式会社が保有する株式会社アイ・ラーニングの全株式を取得し、株式会社アイ・ラーニングは当社の直接保有となりました。

⑻ 主要な事業内容 （平成28年３月31日現在）

当グループの事業内容については、以下の通りです。

事業分野名	内　　容
情報ソリューション	ＩＴ活用に関するトータルサービス（コンサルティング、アプリケーション開発、システムインテグレーション、運用、保守、監視、アウトソーシング等）を提供しております。
ディストリビューション	パートナー企業向けに、ハードウェア（サーバー、ＰＣ、プリンター等）、ソフトウェア及びサービス等の販売を行っております。また、法人向けにＩＴサプライ用品からオフィス文具用品といったサプライ品を販売するとともに、ＩＴの活用による調達代行を行っております。
製品開発製造	プリンター及び周辺情報機器の開発・生産・販売、並びにプリンティング支援ソリューション、意志決定支援ソリューション、並びに情報連携支援ソリューション等のオリジナルのソフトウェアの提供を行っております。

⑼ 主要な事業所 （平成28年３月31日現在）

① 当社

本社　東京都大田区蒲田

② 子会社

会　社　名	所在地
ＪＢＣＣ株式会社	東京都大田区
株式会社シーアイエス	名古屋市中区
株式会社ソルネット	北九州市八幡東区
ゼネラル・ビジネス・サービス株式会社	東京都千代田区
株式会社アイ・ラーニング	東京都中央区
ＪＢサービス株式会社	東京都新宿区
捷報（大連）信息技術有限公司	中華人民共和国大連市
佳報（上海）信息技術有限公司	中華人民共和国上海市

会　社　名	所在地
ＪＢＣＣ（Ｔｈａｉｌａｎｄ）Ｃｏ．，Ｌｔｄ．	タイ王国バンコク市
ＪＢＳＧ　ＰＴＥ．　ＬＴＤ．	シンガポール共和国
ＪＢパートナーソリューション株式会社	東京都大田区
株式会社イグアス	川崎市幸区
ＪＢアドバンスト・テクノロジー株式会社	川崎市幸区
Ｃ＆Ｃビジネスサービス株式会社	川崎市幸区

⑽　従業員の状況　（平成28年３月31日現在）

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
2,146名	267名減

（注）従業員数には、嘱託（208名）は含んでおりません。

⑾　主要な借入先　（平成28年３月31日現在）

借　入　先	借入残高（百万円）
株式会社福岡銀行	480
株式会社みずほ銀行	100
株式会社西日本シティ銀行	70
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	50

2. 会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　86,000,000株

⑵ 発行済株式の総数　17,711,543株

⑶ 株主数　8,021名（前期末比 127名減）

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ＪＢグループ社員持株会	1,432,215株	8.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	569,800株	3.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	427,500株	2.51%
富国生命保険相互会社	414,700株	2.44%
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. ／CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	350,000株	2.06%
谷口君代	348,200株	2.05%
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	240,400株	1.41%
新谷繁八	237,600株	1.40%
明治電機工業株式会社	200,000株	1.18%
安田倉庫株式会社	200,000株	1.18%

（注）１．当社は、自己株式を697,136株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項 （平成28年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田　隆司	
代表取締役	東上　征司	ＪＢＣＣ㈱代表取締役社長
取締役	赤坂　喜好	専務執行役員事業戦略担当
取締役	一木　一夫	常務執行役員経営管理担当
取締役	矢花　達也	㈱イグアス代表取締役社長
取締役	谷口　卓	ＪＢアドバンスト・テクノロジー㈱代表取締役社長
取締役	長谷川礼司	
常勤監査役	田邉　雅章	
監査役	今村　昭文	弁護士、伊藤ハム米久ホールディングス㈱社外監査役
監査役	齊藤　紀夫	㈱インテージホールディングス社外監査役

（注）1. 取締役長谷川礼司氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役今村昭文氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役齊藤紀夫氏は、社外監査役であります。
4. 当事業年度中の取締役の異動は、次の通りであります。
＜退任＞
平成27年６月17日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役髙橋正孝氏は任期満了により退任いたしました。

⑵　取締役及び監査役の報酬等の総額

	人　　数（名）	報酬等の総額（百万円）
取　　締　　役	8	91
監　　査　　役	3	19
合　　計	11	111

（注）上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は３名11百万円であります。

⑶　社外役員に関する事項

①　重要な兼職の状況及び当社との関係

・取締役長谷川礼司氏は、平成27年３月31日付で㈱アプレッソの顧問を退任いたしました。
・監査役今村昭文氏は、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役齊藤紀夫氏は、株式会社インテージホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	長谷川礼司	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づく高い見識からの発言を行っております。
監査役	今村昭文	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	齊藤紀夫	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③　当社は社外役員全員と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた監査法人

（注）あらた監査法人は、平成２７年７月１日付でＰｗＣあらた監査法人となりました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	59百万円

（注）①当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

②監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。　この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

（1）業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンスに関する基本原則を定める「ＪＢグループ行動基準」を制定し、当社及びグループ各社の役員及び使用人全員が社会倫理及び法令に則って業務を遂行するための行動の規範としている。当社の役員は、ＪＢグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範するとともにその実践的運用を行う体制を構築し、使用人に対するコンプライアンス教育を実施する。

・ＪＢグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握は、リスクマネジメント委員会が統括し、法務・コンプライアンス担当執行役員がこれに参画し、常勤監査役とも適宜協議を行いながらこれを所管する。

・ＪＢグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このためにＪＢグループ各社において共通の「ＪＢグループ内部通報規程」を定め、通報窓口として社外弁護士及び常勤監査役を含む「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。通報者においては本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保障される。法務・コンプライアンス担当執行役員は、通報窓口からの指摘があった場合、必要に応じ通報事実について調査を指揮・監督し、適切な対策を策定する。また社長と協議のうえ、必要であると認められた場合、対策を実施し、さらにＪＢグループ内において事実を開示し対処及び結果について周知徹底する。

・社長は、業務監査を行う内部監査担当を管掌し、内部監査担当は、常勤監査役とも協議のうえ、ＪＢグループ全体にわたる業務執行状況の監査を行う。

②取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会、取締役会、経営会議（経営全般について代表取締役からの諮問を受ける会議体）その他の重要な意思決定に係わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存・管理され、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

・リスクマネジメント委員会は、情報セキュリティ部会をもって、個人情報保護を含む、情報の安全管理に関するガイドラインを定め周知徹底する。

③当社及び当社子会社の損失の危機（リスク）の管理に関する規程その他の体制

・事業の継続・発展を実現するための投資・戦略的提携などに関する事項については、コーポレートスタッフ（当社においてＪＢグループ全体にわたるスタッフ業務を司る部門）の各責任者が、所管部門に関する必要なリスク評価を行ったうえで提示する資料に基づき、取締役会もしくは経営会議において最終的に評価・決裁する。
・日常業務における債権管理等については、「債権保全管理規程」、「連結決算規程」及び各種の取引先選定に係わる基準など、事業遂行上のリスクを管理する規程に従い処理される。
・有事の対応については、職務分掌に基づく役割分担に応じコーポレートスタッフの各責任者が連携してこれにあたり、社長がこれを統括する。経営会議及びリスクマネジメント委員会は、平時において有事対応体制の整備を行う。
・リスクマネジメント委員会は、情報セキュリティ部会、コンプライアンス部会、ＢＣＰ（事業継続）部会の３つの部会から構成され、各々部会の下に各グループ会社の担当者を配し、グループで推進する施策について、各社での策定や実施を推進する。
・当社及びＪＢグループ各社間で経営指導契約を締結すると共に、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からＪＢグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、取締役の中から社長を選定し、社長に取締役会が定める経営機構におけるコーポレートスタッフ等を任命させる。コーポレートスタッフは、職務分掌に基づき当社の業務を執行すると共に、経営指導契約に基づきＪＢグループ各社の経営を支援する。
・取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、法律が定める独立性要件を満たす社外取締役を任命する。ＪＢグループ各社に対しては原則として当社の経営幹部より適切な人材を派遣し、効率的な職務の執行を支援する。
・取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。
・社長は、ＪＢグループの事業を代表する経営幹部で構成される事業推進組織を統括し、事業戦略会議を通じその効率的運営と監視・監督体制の整備を行う。
・各取締役の職務分掌と権限については、社外取締役を含めて適切な役割分担と連携が確保される体制を、年度初めにおける組織編成時に設定する。
・中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて各分掌、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。
・ＩＴ企業の優位性を活かし、積極的なＩＴの有効活用を通じて業務の効率化を図る。
・当社及びＪＢグループ各社間で経営指導契約を締結すると共に、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からＪＢグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・ＪＢグループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社においてＪＢグループ会社の業務執行に関する内部監査を行う専任組織を設置する。その際、「ＪＢグループ行動基準」は、ＪＢグループに所属する役員及び使用人全員が業務を遂行するうえでの行動の規範であり、ＪＢグループ各社における適切な内部統制システム整備の指針となる。
・ＪＢグループ会社の社長により構成されるグループ経営会議を定期的に開催し、当社代表取締役社長による議事運営の下、グループ経営執行の重要課題の審議決定を行う。ＪＢグループ各社において重要な事象が発生した場合には、当該会議における報告が義務付けられる。
・コーポレートスタッフ会議を定期的に開催し、スタッフ責任者間でグループ全体としての実務的な懸案事項の解決方法を周知し、ＪＢグループ各社における実行を支援する。
・内部通報制度をＪＢグループ全体として運用する。
・コーポレートスタッフの経理部門責任者は、ＪＢグループの統一会計基準を策定し、連結決算対象各社間において共通の「連結決算規程」を制定させ、主要な計数的問題状況を常時モニタリングする。
・ＪＢグループ間における会社間取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを求められる。
・当社からＪＢグループ各社へ監査役を派遣することにより、内部監査部門と連携した内部統制体制に関する監査を実施する。また各社監査役と当社の監査役、内部監査部門で構成されたグループ監査役連絡会を設置し、定期的に担当企業の状況に関する報告会を実施する他、連携してＪＢグループとしての監査の実効性の向上を図る。
・当社及びＪＢグループ各社間で経営指導契約を締結すると共に、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からＪＢグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを「求めた場合」における当該使用人に関する事項

・内部監査担当が日常的に監査役の職務のサポートを行う他、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する使用人（監査役スタッフ）として、特に適切な人材を配置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実行性に関する事項

・監査役の求めに応じて配置した使用人については、その独立性を確保するため、業務の執行に当たる役職には従事させず、任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。
・前号以外の監査役スタッフについては、その適切な職務遂行のため、人事考課は監査役が行い、人事異動は監査役と取締役が協議のうえ実施する。

⑧当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

・常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じてＪＢグループ各社の取締役及び使用人から説明を求める。
・代表取締役及び業務を担当する取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
・取締役は、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
・当社及びＪＢグループ各社の取締役及び使用人は、監査役が持株会社としての当社事業の報告を求めた場合、または監査役がＪＢグループの業務及び財産の状況を調査するため必要がある場合は、迅速かつ的確にこれに対応する。
・当社及びＪＢグループ各社の全ての取締役及び使用人は、ＪＢグループ行動基準に基づき、ＪＢグループが関わる違法、不正または不適切な事象について、これを知ったときは全て上司に報告し、適切な指示を仰ぎ処置を行うべき責務を担う。また行動基準は、上司による隠匿や放置の可能性が認められる場合、これを見逃すことは法的な責任につながる可能性があることを明示し、内部通報制度に基づく直接の通報を奨励する。常勤監査役は内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）の窓口となり、法令に基づく取締役からの報告の他、全ての使用人並びにＪＢグループ各社の取締役、監査役及び使用人からＪＢグループが関わる違法、不正または不適切な事象に関する報告を受けこれに対処する。
・内部通報規程は、内部通報者が通報を行ったことにより不利益を被ってはならないことを明示し、制度的保護を保証する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・会計監査人である監査法人から監査役への監査計画及び監査結果に関しての説明会を設ける。
・監査役と会計監査人及び内部監査部門との情報及び意見交換の機会を設ける。
・グループ監査役連絡会においては、担当する各社の状況報告のみならず、積極的に意見交換及び提言を行い、連携して問題解決に当たる。
・監査役が監査（調査を含む）のために要する費用については当社がこれを負担するものとし、予め年間の監査計画に基づき経費予算を計上する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前記（1）の方針に基づき、内部統制システムの整備、運用について継続的に取り組みを進めております。当期に実施しました主な取り組みについては以下の通りです。

【コンプライアンスに関する取り組み】

・コンプライアンスに関する基本原則を定める「ＪＢグループ行動基準」に基づき、全グループにおいてコンプライアンスの教育を実施いたしました。教育内容は、「ＪＢグループ行動基準」の全体の理解、マイナンバーを含む個人情報の取扱い、情報漏えい等のセキュリティ対策、ソーシャルメディア利用に関する指針、内部統制に関する考え方等をテーマとし、実施後には理解度テストも行い定着化に努めております。
・グループ内で生じた、社会倫理に反する行為や、法令・規程違反等のコンプライアンス問題について、「ＪＢグループ内部通報規程」に基づき、相談・通報の窓口として「コンプライアンスヘルプライン」を設置しております。グループ社員に対しては、安全に通報者の匿名性を確保していることを周知し有効に活用することを推進した結果、相談・通報も数件寄せられて、いずれも早期の問題発見と対処、解決の効果が着実に上がっております。

【リスク管理に関する取り組み】

・事業活動に重大な影響を及ぼすリスクについては、３部会で構成された「リスクマネジメント委員会」が対応体制の整備を行っています。
・情報セキュリティ部会においては、情報漏えい対策、セキュリテイ事故の防止対策等実施し、また定期的に情報セキュリティに関する内部監査を実施いたしました。ＢＣＰ部会においては大規模災害対策、事業継続計画の見直しと策定、災害発生を想定した訓練を実施し、またコンプライアンス部会においては「コンプライアンスヘルプライン」を通じて、
・潜在リスクの早期発見に努めました。
委員会として全体の進捗、課題等について定期的に経営会議へ報告いたしました。

【子会社管理に関する取り組み】

・グループ各社の社長により構成されるグループ経営会議を定期的に開催し、各社の予算進捗状況の確認やグループ経営に係わる情報共有を行っております。またグループ各社から当社に対し事前に承認・報告すべき事項を定めた事業会社管理規程に基づき、必要に応じて、グループ会社から審議課題の付議・報告がなされました。

【監査役監査に関する取り組み】

・監査役は、取締役会、経営会議、グループ経営会議等主要な会議に出席し取締役及び使用人等からその職務の執行状況の報告等を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧するとともに、グループ会社の主要な事業所への往査を実施いたしました。またグループの監査役で構成されたグループ監査役連絡会を開催し、リスクや懸念事項の情報共有も行いました。
・内部監査部門については、業務プロセスにおける内部統制の評価対象を全社的な内部統制の内容を適切に理解及び分析した上で選定し、その運用状況等や評価結果について意見交換を行い、監査の実効性を図りました。
・会計監査人については、監査の独立性と適性性を監視しながら、四半期ごとの監査結果報告を受け、意見交換等を行いました。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合においても、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。また、経営を預かる者として経営効率を高めることにより、企業価値の向上に日々努めていくことが重要であると考えております。

しかしながら、高値での売り抜け目的や事業のための特定の重要な資産や技術の取得または切り売り等、その目的等から見て当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大量買付行為について検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を要するものなど、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反する場合もあり、そういった不当な買収者から当社が築いてきた企業価値や株主の皆様を始めとするステークホルダーの利益を守る必要が生ずる場合も想定されます。

このようなことから、当社の株式の大量取得を目的とする買付が仮に発生した場合、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動の傾向及び実績等から、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響を慎重に検討することもまた重要であると認識いたしております。

現在のところ、当社には、当社株式の大量買付に関して、差し迫った具体的脅威は発生いたしておりません。また、当社といたしましても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「敵対的買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかしながら、当社といたしましては、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しつつ、発生の場合の初動体制を整えるほか、当社株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行い、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定・開示し、適切な対抗措置を実行する体制を直ちに整える所存です。

なお、本基本方針の内容につきましては、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解も考慮しつつ、世の中の動向も見極め、今後も継続して見直しを行ってまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けております。剰余金の配当につきましては、経営体質の強化と将来のグループ全体としての事業展開を考慮しつつ、株主の皆様へ安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。中期的な目標といたしましては、配当性向にも十分配慮する一方、利益水準を向上させていく中で、純資産配当率（ＤＯＥ）が５％に達することを目標といたしております。

また、自己株式の取得につきましても、株主の皆様への有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら、必要に応じて実施してまいります。

■配当金の推移

（単位：円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中間配当	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
期末配当	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
配当性向(%)	356.1	48.4	167.0	131.2	97.5
ＤＯＥ(%)	3.3	3.2	3.2	3.3	3.2

＊本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	29,605
現金及び預金	6,278
受取手形及び売掛金	16,577
商品及び製品	2,406
仕掛品	199
原材料及び貯蔵品	555
繰延税金資産	981
その他	2,613
貸倒引当金	△7
固定資産	8,466
有形固定資産	2,246
建物及び構築物	646
機械装置	10
車両	1
工具、器具及び備品	214
土地	690
リース資産	277
建設仮勘定	405
無形固定資産	777
リース資産	1
その他	776
投資その他の資産	5,442
投資有価証券	1,771
敷金及び保証金	1,146
長期貸付金	0
繰延税金資産	2,352
その他	278
貸倒引当金	△106
資産合計	38,072

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	16,564
支払手形及び買掛金	8,830
短期借入金	700
リース債務	127
未払費用	2,623
未払法人税等	443
販売等奨励引当金	140
受注損失引当金	34
前受金	2,224
その他	1,440
固定負債	8,355
リース債務	152
退職給付に係る負債	7,873
資産除去債務	325
その他	3
負債合計	24,920
（純資産の部）	
株主資本	13,123
資本金	4,687
資本剰余金	4,798
利益剰余金	4,091
自己株式	△454
その他の包括利益累計額	△376
その他有価証券評価差額金	419
為替換算調整勘定	27
退職給付に係る調整累計額	△823
非支配株主持分	405
純資産合計	13,151
負債及び純資産合計	38,072

連結損益計算書

（平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		86,129
売上原価		67,885
売上総利益		18,244
販売費及び一般管理費		16,514
営業利益		1,729
営業外収益		
受取利息及び配当金	48	
受取保険料	27	
負ののれん償却額	1	
助成金収入	17	
その他	37	132
営業外費用		
支払利息	28	
支払手数料	15	
持分法による投資損失	111	
為替差損	18	
その他	5	179
経常利益		1,682
特別利益		
投資有価証券売却益	280	
関係会社株式売却益	223	
固定資産売却益	0	505
特別損失		
減損損失	462	
訴訟関連損失	78	
固定資産除却損	45	
投資有価証評価損	5	
会員権評価損	1	
その他	0	593
税金等調整前当期純利益		1,594
法人税、住民税及び事業税	749	
法人税等調整額	311	1,060
当期純利益		533
非支配株主に帰属する当期純利益		97
親会社株主に帰属する当期純利益		436

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,687	4,760	4,080	△454	13,074
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△425	－	△425
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	436	－	436
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	38	－	－	38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	38	10	△0	49
当期末残高	4,687	4,798	4,091	△454	13,123

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	461	38	△356	143	1,113	14,330
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△425
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	436
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△41	△11	△466	△519	△708	△1,228
当期変動額合計	△41	△11	△466	△519	△708	△1,179
当期末残高	419	27	△823	△376	405	13,151

貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	5,524
現金及び預金	3,963
前払費用	158
短期貸付金	951
未収入金	419
繰延税金資産	19
その他	11
固定資産	15,187
有形固定資産	1,490
建物	542
構築物	2
機械装置	11
車両	0
工具、器具及び備品	114
土地	237
リース資産	220
建設仮勘定	361
無形固定資産	638
ソフトウェア	552
リース資産	1
電話加入権	84
その他	0
投資その他の資産	13,059
投資有価証券	1,266
関係会社株式	9,060
敷金及び保証金	858
繰延税金資産	1,805
その他	297
貸倒引当金	△229
資産合計	20,711

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	8,330
リース債務	106
未払金	356
未払費用	45
未払法人税等	30
預り金	7,762
その他	29
固定負債	722
退職給付引当金	332
リース債務	126
資産除去債務	263
負債合計	9,052
（純資産の部）	
株主資本	11,353
資本金	4,687
資本剰余金	4,760
資本準備金	4,760
利益剰余金	2,360
利益準備金	208
その他利益剰余金	2,151
研究開発積立金	180
固定資産圧縮積立金	56
繰越利益剰余金	1,915
自己株式	△454
評価・換算差額等	305
その他有価証券評価差額金	305
純資産合計	11,659
負債及び純資産合計	20,711

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		1,448
営業費用		1,072
営業利益		375
営業外収益		
受取利息及び配当金	41	
その他	15	56
営業外費用		
支払利息	35	
その他	17	53
経常利益		378
特別利益		
投資有価証券売却益	197	
関係会社株式売却益	108	306
特別損失		
関係会社株式評価損	138	
投資有価証券評価損	3	141
税引前当期純利益		543
法人税、住民税及び事業税	78	
法人税等調整額	88	166
当期純利益		376

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				研究開発積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,687	4,760	208	180	56	1,964
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△425
当期純利益	－	－	－	－	－	376
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△48
当期末残高	4,687	4,760	208	180	56	1,915

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△454	11,402	388	11,790
当期変動額				
剰余金の配当	－	△425	－	△425
当期純利益	－	376	－	376
自己株式の取得	△0	△0	－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	△82	△82
当期変動額合計	△0	△48	△82	△131
当期末残高	△454	11,353	305	11,659

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

ＪＢＣＣホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

ＰｗＣあらた監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　澤　山　宏　行　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　岩　尾　健太郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＪＢＣＣホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＢＣＣホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

ＪＢＣＣホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

ＰｗＣあらた監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　　澤　山　宏　行　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　　岩　尾　健太郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＪＢＣＣホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＰｗＣあらた監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月19日

ＪＢＣＣホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　田　邉　雅　章　㊞

監　査　役　今　村　昭　文　㊞

監　査　役　齊　藤　紀　夫　㊞

（注）監査役今村昭文及び監査役齊藤紀夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都大田区蒲田五丁目37番１号
ニッセイアロマスクエア15階
ＪＢＣＣホールディングス株式会社　会議室
TEL　03−5714−5171㈹
（15階へは、１階より高層用エレベーターをご利用ください。）

日時

平成28年６月16日（木曜日）午前10時　（受付開始時間：午前9時15分）

交通機関

Ⓐ「JR蒲田駅」東口から徒歩約３分（JR京浜東北線、東急多摩川線・池上線）
Ⓑ「京急蒲田駅」西口から徒歩約８分（京浜急行線）
（エアポート快特は停車しません。）

※京急蒲田駅は「京浜急行連続立体交差事業」等の工事が終了し、駅出入口近辺の形状が昨年とは異なっており、ご案内のⒷ京急蒲田駅からの道順も、変更となっております。ご注意ください。

（お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。）



UD FONT
FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK